

[別紙1]

## 随意契約理由書

神戸市

件名	西部処理場 特別高圧受変電設備点検
契約の相手方	日新電機（株）関西支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>特別高圧受変電設備は、西部処理場と電力会社を接続し、電力を供給しているプラントの基幹となる電気設備である。</p> <p>よって当該設備には一時も停止することが許されない安定的な稼動に高度な信頼が要求されるため、「神戸市自家用電気工作物保安規程」「神戸市建設局自家用電気工作物保安規程細則」に基づき、本業務を行い、性能維持を図る。</p> <p>当該設備は上記業者が設計・製作及び据付工事をしており、本件で整備対象になる機器・システム全般の点検整備、調整及び部品交換等の業務を処理場の運用に支障なく実施するノウハウは上記業者しか有していない。</p> <p>また当該設備はその主要部がガス絶縁開閉システムで構成されており、ガス圧調整や動作機構部の点検調整にも、製造業者しか知りえない各機器特有の高度な専門知識を要する。</p> <p>以上の理由により、本業務を履行できるのは上記業者日新電機（株）のみであるため、上記業者との随意契約を行う。</p>	
担当部署	建設局中央水環境センター施設課（電話番号 641-2400）